

銚子市における建築物の高さ制限

● 道路斜線等による建築物の各部分の高さ制限

(建築基準法第55条、第56条)

用途地域又は区域	道路斜線 [※]	隣地斜線	北側斜線	絶対高さ
第一種低層住居専用地域	1.25		5m+1.25	10m
第一種中高層住居専用地域	1.25	20m+1.25	※日影規制適用のため除外	
第一種・第二種住居地域	1.25	20m+1.25		
近隣商業・商業地域 準工業・工業地域	1.5	31m+2.5		
用途地域の指定のない区域	1.5	20m+1.25		

※ 道路斜線の適用距離はすべて20mの範囲

● 日影による中高層の建築物の高さ制限

(建築基準法第56条の2、千葉県建築基準法施行条例第46条の2、第50条の4)

用途地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤からの高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物 又は 地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	4時間	2.5時間
第一種・第二種住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	5時間	3時間
近隣商業・準工業地域				
用途地域の指定のない区域 (特定区域 [※] に限る)	高さが10mを超える建築物	4m	5時間	3時間

※ 特定区域：芦崎町、高田町、船木町、中島町、三門町、正明寺町、岡野台町、新町、猿田町、野尻町、小船木町、塚本町、忍町、長山町、小長町、富川町、森戸町、豊里台、笹本町、桜井町、諸持町、宮原町、白石町、茶畑町を除く区域